

知的財産判例セミナー

日時 2021年10月28日（木）16:10～17:40

オンラインにて開催

※お申し込み後招待メールを送付いたします。
お申込みの際はメールアドレスを必ずご記入ください。

プログラム

実用品のデザインなどのいわゆる「応用美術」が著作権による保護を受け得るかについては、長らく議論が続いている。その背景には、著作権保護に伴う弊害に対する懸念があるが、その中の一つとして、いわゆる「写り込み（あるいは、写し込み）」の問題が指摘されていた。

いわゆる「写り込み（あるいは、写し込み）」の問題については、平成24年改正で導入され、令和2年改正で対象が拡大された、付随対象著作物の利用に関する権利制限規定である法30条の2がある。ところが、令和2年改正により対象が拡大されたにもかかわらず、応用美術の論点との関係でも、必ずしも議論が多くみられるわけではない。

そこで、本報告は、法30条の2の立法過程や、関連する裁判例、学説について整理したうえで、応用美術の論点への影響について若干の検討を行う。

【1】講演者紹介 16:10～16:15

⇒国際総合学科、知的財産センター長・教授 小川 明子

【2】講演 16:15～17:30

「付随対象著作物の利用に関する権利制限」
～応用美術の論点に照らして～

⇒金城学院大学 生活環境学部講師 末宗 達行 氏

【3】質疑応答 17:30～17:40

参加
無料

登壇者/ 末宗 達行（すえむね たつゆき）

2015年日本学術振興会特別研究員(DC1)、2018年早稲田大学法学学術院助手、
2019年早稲田大学法学部講師(任期付)を経て、現職。

【主な論文】

- ・「グラフィックデザインの法的保護に関する一考察—意匠法および著作権法における「機能」の扱いをめぐる—」DNP文化振興財団 学術研究助成紀要3号(2020年)96-108頁
- ・「応用美術の論点とグラフィックデザインとの関係に関する一考察」早稲田法学96巻1号(2020年)1-39頁
- ・「アメリカにおけるデザイン保護法制」麻生典＝Rademacher, C.編『デザイン保護法制の現状と課題～法学と創作の視点から』(日本評論社、2016年)194-215頁
- ・「イギリスにおけるPassing offによるパブリシティ保護(一～三・完)―不正競争防止法・混同防止規定によるパブリシティ保護への唆唆―」早稲田大学大学院法研論集157号115-135頁・158号173-198頁・159号247-267頁(いずれも2016年)ほか

お問い合わせ・お申込み 10/27(水) 締切

* ご記入いただく個人情報につきましては、今回のイベントと今後機関からのご案内以外の目的で利用することはありません。

下記URLよりお申込みください

<https://ds23e.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~jimu/form/?en=210913134756>

【お問い合わせ先】

山口大学 大学研究推進機構 知的財産センター
〒755-8611 山口県宇部市常盤台2-16-1

・TEL : 0836-85-9942 ・E-mail : ip_fdsd@yamaguchi-u.ac.jp

・http://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/



こちらを読み取り、
お申し込みも可能です。

広報 提供プログラム: 知財全般



知的財産
教育研究共同利用拠点